**「女子大通りを考える会」規約**

１　名称

　　本会は「女子大通りを考える会」と称する。

２　所在地

　　東京都武蔵野市吉祥寺東町３－６－８　島正紀方に本部を置く。

３　目的

本会は東京都の都市計画による３・４・11号線（通称女子大通り＝以下女子大通り）の拡幅を阻止することを目的とする。

４　行政との折衝

　　前項の目的を達成するため、当該住民と行政当局との折衝は、住民各人が個別に行わず、住民の委任を受けた本会役員がこれを代行する。行政当局との折衝には当該住民の立合いは任意とする。

５　入会

本会入会を希望する者は、住所、署名、捺印をした委任状を添えて同会宛てに申し込む。

６　入会の資格

　　本会に入会できる者は、女子大通り拡幅に反対する利害関係人及びその親族等に限る。入会の審査は役員が行う。

７　退会

退会は自由にすることが出来る。退会する際は書面で、署名捺印をして本会に届け出る。

８　役員

　　役員は前記３項を実現するため、委任を受けた利害関係人に代わって当局との交渉にあたる。

９　役員の選任と定数

役員は選挙若しくは会員の推薦によって選任し定数は１０人とする。役員は総会出席者の過半数の賛成による承認を要する。役員の中から、代表、副代表を選任する。

10　役員の任期と変更

　　役員の任期は２年とし、重任を妨げない。任期終了に伴い立候補及び会員の推薦を受け付け、定数を超えたときは選挙を行う。定数に満たないときは前役員が選任し総会の承認を受ける。

11　会員の義務

行政から道路拡幅に関する交渉があったときは速やかに役員にその旨連絡すること。行政との折衝及び署名、捺印を要する行為は個人で行わず必ず役員に代理を委任すること。

12　役員の活動

（イ）委任を受けた会員に代わって行政との交渉を行う（ロ）女子大道路拡幅反対に関する諸活動

13　顧問

　　本会に必要と認めたときは、学者、弁護士その他専門知識を有する者に顧問を依頼する。

14　会費及び活動費

会費は原則無料とするが、活動費の必要あるときは総会の承認を受けてその都度徴収する。

15　総会の開催

必要に応じ代表が招集して適宜行う。

16　会則の変更

会則変更の必要が生じたときは、役員及び会員が総会に提案し検討の上議決する。